

小金井市空家等管理活用支援法人の指定事務取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、小金井市長が行う空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人の指定（以下「支援法人の指定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定方針)

第2条 小金井市長は、支援法人の指定に係る方針を定めるまでの間、支援法人の指定を行わない。

付 則

この基準は、令和5年12月13日から施行する。